

定 款

第 1 章総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 乳腺画像・研究診断支援グループとし、英文では、**Breast Imaging Research and Diagnostic Support Group** (略称：BIG READS Group)と称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、乳腺診療について高度な専門知識を有する専門家の総合的な支援により、安心、円満かつ円滑な乳腺画像診断の遂行の実現および乳腺画像に関わる研究を行うことを目的として次の事業を行う。

1. 乳腺診療に特化した画像診断の研究および開発を支援する事業
2. コンピュータやネットワークを利用した乳腺の画像診断を支援する事業
3. 遠隔画像診断技術を用いた乳腺の画像診断に対するコンサルタント事業
4. 乳腺の画像検査における精度・質の維持とその普及を支援する事業
5. 乳腺の画像診断の普及を図る講演会、研究会の開催支援、運営支援事業
6. 関連学会、行政、その他の関連諸団体との情報交換や協力
7. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、東京都目黒区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章社員

(会員の資格の取得)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を会員とする。

②当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申込み、その承認を受けなければならない。

③当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
2. 一般会員 当法人の目的に賛同し、当法人が開催するイベント等に参加するために入会した者
3. 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を支援するために入会した者

(経費の負担)

第 6 条会員は、当法人が別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、もって当法人の経費を負担する義務を負う。

(会員の資格の喪失)

第 7 条会員は、法令の定める事由のほか、継続して 6 か月以上会費を滞納した場合に、その資格を喪失する。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 8 条社員総会はすべての正会員をもって構成する。

(定時社員総会の招集時期)

第 9 条定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 10 条社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 11 条社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

②代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第 12 条正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第13条社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

②前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定めた事項

第4章理事

(理事の員数)

第14条当法人の理事は、1名以上とする。

②理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

(理事の任期)

第15条理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

②任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事及び業務執行理事)

第16条当法人の代表理事は、理事の互選により定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第17条理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章基金

(基金を引き受ける者の募集)

第18条当法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第19条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第20条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第6章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。